（3,200 円-1,200 円）／ 3,200 円 ≒ 0.625
→四捨五入して 63%
※51%以上で町の返礼品と認められます。

別添１

周防大島町長　殿

（事業者名　〇〇〇〇〇〇〇〇）

（返礼品名称）〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇　については、周防大島町の区域内における工程により、当該返礼品等の価値の　63　%が生じていることを証明します。

上記については、以下の算出方法（該当する算出方法に☑）により算出しています。

返礼品の代金をご記入ください。

☑　総務大臣が定める標準的な算出方法
※標準的な算出方法における算出基礎は以下のとおり。

Ａ：当該地方団体による返礼品等の調達費用　3,200　円

Ｂ：当該返礼品等の製造・販売等のために当該地方団体の区域外で生じた費用　1,200　円

町外産の原材料費は区域外費用になります。

☐　その他の算出方法
※その他の算出方法とする理由及びその算出方法の詳細は以下のとおり。

また、当該返礼品等の製造・加工地[※1]は　山口県周防大島町　（地方団体名又は国名）であり、一般販売価格は　3,000　円です[※2]。

なお、当該返礼品等を取り扱うに当たって、下記の事項に同意します。

・当該返礼品等については、地場産品基準（平成 31 年総務省告示第 179 号第５条）第８号イ～ハの返礼品等として提出先以外の都道府県又は市区町村が取り扱う場合を除き、本証明書の提出先以外の都道府県又は市区町村の第３号の返礼品等として取り扱わないこと。
・当該返礼品等の付加価値の算出方法等について、地方団体の求めに応じ、必要な説明や資料提供等を行うこと。

記載要領
※１　返礼品等の製造・加工が行われた場所について、国内の場合は都道府県名及び市区町村名（例：〇〇県〇〇市）、国外の場合は国名を記載すること。
※２　当該返礼品等を一般消費者に対して販売する際の通常の価格を記載すること。なお、当該返礼品等が非売品である場合には、当該返礼品等の類似製品に係る通常の価格を記載すること。

代表者氏名：　〇〇〇〇〇